

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、本市議会の意見を求める。

住 所 小金井市

氏 名 真 野 文 恵

年 齢 67歳

職 業 弁護士

令和5年3月1日提出

小金井市長 白 井 亨

諮問第1号資料

人権擁護委員候補被推薦者調書

住 所 小金井市

氏 名 ま 真 の 野 ふ み え 恵

年 齢 67歳

学 歴

昭和54年3月

中央大学法学部法律学科卒業

職 歴

平成 3年 4月～平成 5年 3月

司法修習

平成 5年 4月

弁護士登録

平成 5年 4月～平成25年11月

八王子ひまわり法律事務所勤務

平成25年12月～平成31年 4月

八王子ひまわり法律事務所パートナー  
就任

令和 元年 5月～現 在

小金井ひまわり法律事務所長就任

その他の経歴

平成18年 4月～平成28年 3月

中央大学法学部兼任講師

平成24年10月～平成28年 9月

府中市オンブズパーソン

平成26年 4月～令和 2年 3月

八王子市都市計画審議会委員

平成26年 4月～現 在

東京家庭裁判所調停委員

平成28年 4月～現 在

日野市情報公開・個人情報保護及び行政不服に関する審査会委員

平成30年 9月～現

在

浅川清流環境組合情報公開・個人情報  
保護及び行政不服に関する委員会委員

令和 4年 4月～現

在

東京家事調停協会立川会長

賞 罰

な

し

諮問第2号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、本市議会の意見を求める。

住 所 小金井市

氏 名 吉 田 進

年 齢 68歳

職 業 会社員

令和5年3月1日提出

小金井市長 白 井 亨

諮問第2号資料

人権擁護委員候補被推薦者調書

住 所 小金井市

氏 名 よし だ すすむ  
吉 田 進

年 齢 68歳

学 歴

昭和51年3月

東京経済大学経営学部卒業

職 歴

昭和51年 4月～平成 2年9月

株式会社アシックス勤務

平成 2年10月～現 在

ソニー生命株式会社勤務

平成28年 8月～現 在

ソニー生命株式会社 トップ・オブ・エグ  
ゼクティブライフプランナー就任

その他の経歴

平成13年 4月～現 在

東京都薬物乱用防止小金井地区推進協議  
会委員

賞 罰

平成18年10月

東京都薬物乱用防止関係功労賞

平成21年 1月

小金井市民感謝状

令和 3年10月

薬物乱用防止啓発活動東京都知事感謝状

令和 4年10月

厚生労働省医薬生活衛生局感謝状

諮問第3号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、本市議会の意見を求める。

住 所 小金井市

氏 名 市 川 明

年 齢 59歳

職 業 会社役員

令和5年3月1日提出

小金井市長 白 井 亨

諮問第3号資料

人権擁護委員候補被推薦者調書

住 所 小金井市

氏 名 市川 明

年 齢 59歳

学 歴

昭和59年3月

東京デザイナー学院商業デザイン科卒業

職 歴

昭和59年	4月～昭和61年	3月	株式会社E・design office 勤務
昭和62年	4月～平成	8年 1月	株式会社ブレーンプール設計デザイン室勤務
平成 8年	2月～平成21年	5月	株式会社マーベル取締役
平成22年	6月～現	在	株式会社ブランキューブ代表取締役
令和 3年	2月～現	在	こども商店会株式会社代表取締役
令和 4年	6月～現	在	一般社団法人アソビズ代表理事

その他の経歴

令和 元年	4月～現	在	小金井市青少年健全育成委員北部地区副会長
令和 2年	4月～現	在	不登校親の会ココノコ運営委員

賞 罰

な し



議案第30号

固定資産評価員の選任に関し同意を求めることについて

小金井市固定資産評価員の選任に関し同意を求める。

令和5年3月1日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

令和4年12月31日欠員となった固定資産評価員の後任を選任するため、本案を提出するものであります。

固定資産評価員の選任に関し同意を求めることについて

小金井市固定資産評価員に、次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 東京都小平市

氏 名 西 田 剛

年 齢 58歳

職 業 地方公務員

議案第30号資料

経 歴 調 書 (略歴)

住 所 東京都小平市

氏 名 にし だ たけし  
西 田 剛

年 齢 58歳

職 業 地方公務員

学 歴

昭和63年3月 早稲田大学政治経済学部卒業

職 歴

昭和63年4月 小金井市に採用され市民部健康課に所属  
平成17年4月 都市整備部計画課長補佐に昇任  
平成18年10月 開発事業本部再開発課長に昇任  
平成24年2月 生涯学習部長に昇任  
平成30年4月 市民部長に就任し、現在に至る。

賞 罰

な し

議案第31号

小金井市まちづくり条例の一部を改正する条例

小金井市まちづくり条例の一部を別紙のように改正する。

令和5年3月1日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

## 小金井市まちづくり条例の一部を改正する条例

小金井市まちづくり条例（平成18年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（平成14年3月策定）」を削る。

第37条第5号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

### 付 則

この条例は、令和5年5月26日から施行する。

小金井市まちづくり条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、小金井市基本構想に基づき、小金井市都市計画マスタープランの実現を図るため、市民等、事業者及び小金井市による協働の精神を明らかにするとともに、まちづくりの仕組み、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）の規定に基づく都市計画の手続、建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に基づき、建築協定及び開発事業等に伴う手続を定めることにより、安心して暮らせる活力に満ちたまちづくりの実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(開発基準の遵守等)</p> <p>第37条 次の各号のいずれかに該当する開発事業（以下「指定開発事業」という。）を行おうとする事業者は、市長が別に定める基準により公共施設及び公益的施設の設置を行うとともに、当該指定開発事業の施行に関し、必要な事項を遵守するものとする。</p> <p>(1) } 省略          (2) }          (4) }</p> <p>(5) 宅地完成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号に規定する宅地完成で、事業施行面積が500平方メートル以上のもの</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、小金井市基本構想に基づき、小金井市都市計画マスタープラン（平成14年3月策定）の基本目標の実現を図るため、市民等、事業者及び小金井市による協働の精神を基にそれぞれの責務等を明らかにするとともに、まちづくりの仕組み、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）の規定に基づく都市計画の手続、建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に基づき、建築協定及び開発事業等に伴う手続を定めることにより、安心して暮らせる活力に満ちたまちづくりの実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(開発基準の遵守等)</p> <p>第37条 次の各号のいずれかに該当する開発事業（以下「指定開発事業」という。）を行おうとする事業者は、市長が別に定める基準により公共施設及び公益的施設の設置を行うとともに、当該指定開発事業の施行に関し、必要な事項を遵守するものとする。</p> <p>(1) } 省略          (2) }          (4) }</p> <p>(5) 宅地完成等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号に規定する宅地完成で、事業施行面積が500平方メートル以上のもの</p>	<p>規定の整備</p> <p>法律名の改正</p>

付 則

この条例は、令和5年5月26日から施行する。

議案第 32 号

小金井市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の一部を改正する条例

小金井市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和 5 年 3 月 1 日提出

小金井市長 白 井 享

(提案理由)

個人情報の保護に関する法律の改正等に伴い、所要の改正を行う必要があるため、  
本案を提出するものであります。

## 小金井市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の一部を改正する条例

小金井市防犯カメラの設置及び運用に関する条例（平成27年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第7条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同条第8号中「、次条に規定する画像等の目的外利用又は外部提供、第9条に規定する自己の画像データの開示」を削り、「第12条」を「第10条」に改め、同号を同条第7号とし、同条第9号を同条第8号とする。

第8条及び第9条を削る。

第10条第2項第2号を削り、同項第3号中「第8条」を「第6条」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とし、同条を第8条とする。

第11条を第9条とする。

第12条第2項中「(第4条から第8条までの規定に違反する行為に係るものに限る。)」を削り、同条第4項を削り、同条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

(防犯カメラに係る画像等の取扱い)

第11条 防犯カメラに係る画像等の取扱いについては、個人情報が個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、適正に行わなければならない。

第13条を削り、第14条を第12条とする。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



小金井市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(画像等の適正な管理等)            第7条 設置者及び管理責任者(以下「設置者等」という。)並びに取扱者(前条第2項ただし書の規定により機器操作等を行う者を含む。)は、次に掲げる次に掲げる事項を遵守しなければならない。            (1) 省略            (2) 省略            (3) 省略            (4) 省略            (5) 省略            (6) 省略            (7) 前号の規定による記録媒体の廃棄及び第10条に規定する苦情処理の状況について記録しておくこと。            (8) 省略</p>	<p>(画像等の適正な管理等)            第7条 設置者及び管理責任者(以下「設置者等」という。)並びに取扱者(前条第2項ただし書の規定により機器操作等を行う者を含む。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。            (1) 省略            (2) 省略            (3) <u>画像データの編集、加工、複製又は印刷をしないこと。ただし、次条に規定する画像等の当該防犯カメラの設置目的以外の目的への利用(以下「目的外利用」という。)</u>もしくは<u>第三者への提供(以下「外部提供」という。)</u>又は<u>第9条に規定する自己の画像データの開示をする場合においては、この限りでない。</u>            (4) 省略            (5) 省略            (6) 省略            (7) 省略            (8) <u>前号の規定による記録媒体の廃棄、次条に規定する画像等の目的外利用又は外部提供、第9条に規定する自己の画像データの開示及び第12条に規定する苦情処理の状況について記録しておくこと。</u>            (9) 省略  <u>(目的外利用及び外部提供)</u>            第8条 設置者等は、次の各号に掲げる場合を除き、画像等を目的外利用又は外部提供してはならない。</p>	<p>個人情報保護制度の改正に伴う規定の削除及び号の繰上げ</p> <p>規定の整備</p> <p>個人情報保護制度の改正に伴う規定</p>

<p>(1) <u>画像等から識別される特定の個人の同意があるとき。</u>  (2) <u>法令等の規定に基づくとき。</u>  (3) <u>市民等の生命、身体又は財産を守るため、緊急かつやむを得ない理由があると認められるとき。</u>  <u>(開示)</u></p> <p><u>第9条</u> 設置者等は、市民等から自己の画像データの開示を求められたときは、当該市民等に対し、必要と認められる範囲内で、当該画像データを開示するよう配慮しなければならない。  <u>(勧告等)</u></p> <p><u>第10条</u> 省略</p> <p>2 市長は、設置者等及び第4条第1項の規定による届出をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該違反に係る設置者等又は同項の規定による届出をした者に対し、当該違反行為の中止その他違反等を是正するため必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>第4条第2項の規定による要請に応じないとき。</u>  (3) <u>前項の報告により、第4条から第8条までの規定に違反する行為があると認めるとき。</u></p>	<p>定の削除</p> <p>同上</p>
<p>(3) 省略  (公表)</p> <p><u>第9条</u> 省略  (苦情処理)</p> <p><u>第10条</u> 省略</p> <p>2 市民等は、設置者等が前項の苦情について適切な措置を</p>	<p>条の繰上げ</p> <p>同上</p> <p>個人情報保護制度の改正に伴う規定の整備並びに号の削除及び繰上げ</p> <p>条の繰上げ</p> <p>同上</p> <p>個人情報保</p>

講じなかつたときは、市長に対し、苦情を申し出ることが  
できる。

3 省略

(防犯カメラに係る画像等の取扱い)

第11条 防犯カメラに係る画像等の取扱いについては、個人  
情報が個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われ  
るべきものであることに鑑み、適正に行わなければならない  
い。

(委任)

第12条 省略

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

での規定に違反する行為に係るものに限る。)について適  
切な措置を講じなかつたときは、市長に対し、苦情を申し  
出ることができる。

3 省略

4 市長は、第2項の規定による苦情の申出の処理について  
必要があると認めるときは、小金井市個人情報保護条例  
(昭和63年条例第31号)第8条第2項の小金井市情報  
公開・個人情報保護審議会の意見を聴くことができる。

(市等が設置した防犯カメラに係る画像等の取扱い)

第13条 市又は指定管理者が設置した防犯カメラに係る  
画像等の取扱いについては、この条例に定めるもののほ  
か、小金井市個人情報保護条例の定めるところによる。

(委任)

第14条 省略

護制度の改  
正に伴う規  
定の整備

個人情報保  
護制度の改  
正に伴う項  
目の削除

個人情報保  
護制度の改  
正に伴う規  
定の追加

個人情報保  
護制度の改  
正に伴う条  
目の削除

条の繰上げ